

平成27年5月25日

株主のみなさまへ

東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 鈴木 隆一

第1期第1四半期配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、第1期第1四半期配当を実施することを決議し、平成27年5月26日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当社は、単独株式移転によって設立され初年度であり、利益剰余金を原資とする配当ができないため、資本剰余金を原資として1株当たり6円の配当を行うことといたしました。

当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得およびみなし配当」に該当しませんので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、後記「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですがお取引先の証券会社、最寄りの税務署等または税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

敬 具

【本件に関するご照会先】

各株主様の取得価額の調整に関する具体的なご照会、ご相談
⇒お取引先の証券会社または最寄りの税務署等にご相談ください。

税務申告等に関するご照会、ご相談
⇒最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

その他一般的な事項に関するご照会
⇒以下の株主名簿管理人にご照会ください。

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ・ 今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。（「配当所得およびみなし配当」には該当いたしません。）
- ・ 配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収はございません。
また、確定申告における「配当控除」の対象となりません。
- ・ 今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、下記（2）の計算式により、「みなし譲渡損益」が発生することとなりますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 10）

- ・ 税法の規定により、株主のみなさまには当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等に該当いたします。（みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.009」となります。）

①収入金額と みなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	－	みなし配当額 (0円)
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.009)
みなし譲渡損益 (①－②)	=	①収入金額と みなされる金額	－	②取得金額

具体的な税務上のお取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・ 税法の規定により、株主のみなさまの当社株式の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は、以下のとおりです。（純資産減少割合は「0.009」となります。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合(0.009)}} \right)$$

- ・ 証券会社等で「特定口座」の源泉徴収口座をご利用場合は、処理方法が異なりますので、お取引先の証券会社等にご確認ください。
- ・ 証券会社等で「特定口座」の源泉徴収口座をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主のみなさまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.009 (小数点以下3位未満切上げ)

(5) 法人株主のみなさまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成27年5月25日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.009 (小数点以下3位未満切上げ)
減少した資本剰余金の額	72,651,600円

以上

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主のみなさま個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、証券会社、税務署等にご確認くださいませようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。